

滋賀県教育振興基本計画 答申原案

はじめに：滋賀県教育振興計画の策定について P.2

1. 策定の経緯 P.2	2. 計画の性格 P.4
(1) 社会の変化と教育基本法の改正	3. 計画期間
(2) 政府の「教育振興基本計画」の策定	4. 本計画で取り扱う「教育」の範囲
(3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定	5. 計画の構成 P.5

第1章：教育をめぐる状況 P.6

1. 学校 P.6	2. 地域・家庭 P.10	3. 社会 P.13
1 学力	1 地域における子どもの姿	1 情報化の進展に伴う問題
2 進学率	2 家庭の姿	2 国際化と子どもたち
3 生徒指導上の諸問題	3 生活習慣・食生活	3 青少年の就労
4 子どもの健康と体力	4 少年非行の状況	4 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
5 特別支援教育	5 生涯学習社会	5 地方自治体を取り巻く状況
6 人権教育	6 スポーツ振興	
7 学校施設・通学路の安全		

第2章：今後10年間に目指す滋賀の教育の姿 P.16

【滋賀が目指す社会のあり方・基本理念】P.16 自律 共生

【滋賀が目指す人間像】P.17

【教育の基本目標】P.18 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~

【基本目標の3要素】P.19

- 1 子どもたちの「生きる力」を育む
- 2 社会全体で子どもの育ちを支える
- 3 生涯学習社会づくり

第3章：今後5年間に取り組むべき施策と目標 P.22

1. 子どもたちの「生きる力」を育む P.22	
1 「確かな学力」を育む P.22	4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む P.32
(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施	(1) 実践型環境教育の推進
(2) 課題解決的な学習や探究活動の充実	(2) 環境保護意識の醸成
(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり	(3) 環境学習推進体制の整備
(4) 情報活用能力の育成	(4) 地域資源を活用した特色ある教育の推進
(5) 国際教育の推進	
(6) 外国人児童生徒への学習支援	5 信頼される学校をつくる P.38
(7) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	(1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる
	(2) 学校運営の改善に取り組む
2 「豊かな心」を育む P.27	(3) 学校施設の整備
(1) 規範意識など社会性の育成	(4) 安全・安心な学校・地域づくり
(2) 思いやりの心の育成	(5) 修学支援の充実
(3) 人権教育の推進	(6) 私立学校への支援の充実
(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	
(5) 情報モラルの育成	6 教育力を高める P.42
(6) 勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進	(1) 教師の実践力の向上
(7) 文化や芸術に親しむ心を育む	(2) 優秀な人材の確保
	(3) 教職員の適正な配置
3 「健やかな体」を育む P.32	(4) 人事評価制度の導入
(1) 体力向上と健康の保持増進	(5) 組織・チームの教育力を高める
(2) 健康教育の推進	(6) 教職員の健康管理
(3) 食育の推進	

2. 社会全体で子どもの育ちを支える P.46
(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
(4) 子ども読書活動の推進
(5) 子どもの体験活動の推進

3. 生涯学習社会づくり P.50
(1) 学習環境の整備と活動支援
(2) 社会の課題についての県民意識の醸成
(3) 地域共生の仕組みづくり
(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
(5) 高等教育機関の充実と活用
(6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

第4章 計画推進のために必要な事項 P.54

1 学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力
2 教育行政組織の効率化・事務の簡素化
3 点検評価・進行管理・計画の見直し

はじめに 滋賀県教育振興基本計画の策定について

1. 策定の経緯

(1) 社会の変化と教育基本法の改正

近年、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化などが急激に進み、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しました。社会全体の規範意識が低下しているとも言われ、このような社会の変化は、教育を取りまく環境にも大きく影響しています。

これまで家庭や地域におのずと備わっていた教育力が低下し、また、物質的な豊かさが、かえって子どもたちから目的意識を持って物事に取り組む意欲を減退させているとの指摘もあります。様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや非行などの問題行動が深刻化するとともに、インターネット上には有害な情報があふれ、子どもが巻き込まれる事件や事故の多発するなど、子どもの安全・安心をどのように確保していくかも課題となっています。

一方、社会が急速な変化を遂げる中であっても、たくましくその生涯を切り拓いていくため、常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得していくことが必要であり、人々が生涯にわたって学習することのできる環境をつくっていくことが求められています。

こういった今日的な教育や学習上の課題に対応するため、平成18年(2006年)12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

新しい教育基本法においては、人格の形成や個人の尊厳といったこれまでの普遍的な教育理念を大切にしつつ、新たに、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承といった、今の時代にまさに求められる教育理念が規定されています。

(2) 政府の「教育振興基本計画」の策定

新しい教育基本法の教育理念を具体化するため、同法第17条第1項において、政府は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画、いわゆる「教育振興基本計画」を定めることとされました。

これを受けて、平成19年(2007年)2月には、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会が設置され、計画案についての審議が続けられ、平成20年(2008年)4月に「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～」が文部科学大臣に答申されました。

この答申を基に作成された計画案は、平成20年(2008年)7月1日に閣議決定され、政府の「教育振興基本計画」として成立しました。

(3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

滋賀県では、これまで「滋賀県基本構想」など県行政全般にかかる基本的な計画のもと、「学校教育の指針」「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」「滋賀県生涯スポーツ振興計画」「滋賀県環境学習推進計画」など各分野ごとの構想・計画・指針等に従って、教育行政をすすめてきました。

しかし、今日的な教育課題や本県が特徴的に有する課題に適切に対応し、また、びわ湖をはじめとする豊かな自然環境や歴史文化資産、先人の教えなどに学び、地域の力を活かす滋賀らしい教育を推進するためには、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を県民に明らかにしていくとともに、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的な施策推進を行う必要があります。このことから、このたび教育分野の中期的な計画である「滋賀県教育振興基本計画」を策定することとしました。

【滋賀の教育をめぐる近年の動き】

(ゴシック：全国的な動き)

- 平成12年(2000年) 4月1日 「地方分権一括法」施行
- 平成13年(2001年) 4月1日 「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」施行
- 平成14年(2002年) 4月1日 完全学校週5日制の実施
- 4月1日 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
- 平成15年(2003年) 10月1日 「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
- 平成16年(2004年) 4月1日 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」施行
- 平成17年(2005年) 4月1日 「発達障害者支援法」施行
- 6月17日 環境保全行動につながる環境学習を推進する拠点として、滋賀県環境学習支援センターを開設
- 平成18年(2006年) 4月 高等学校普通科全県一区制による入学開始
- 4月1日 「滋賀県子ども条例」施行
- 4月1日 県立長浜高等養護学校の開校(県立長浜高等学校に併設)
- 4月1日 守山市立守山女子高等学校が立命館守山高等学校に移管
- 12月22日 改正「教育基本法」公布・施行
- 平成19年(2007年) 4月～ 特別支援教育体制の整備
(平成18年度(2006年度)から特別支援教育室を設置)
- 4月1日 県立甲南高等養護学校の開校(県立甲南高等学校に併設)
- 4月1日 健康福祉部に子ども・青少年局を設置
- 4月24日 全国学力・学習状況調査の実施
- 6月20日 教員免許更新制の導入や教育委員会への国への関与の強化などの教育改革関連三法の成立
- 10月13日 「滋賀の教師塾」開講
- 12月21日 「滋賀県基本構想」策定
- 平成20年(2008年) 4月1日 県立八日市養護学校の知肢併置化と県立野洲養護学校の開校
- 7月1日 政府の「教育振興基本計画」成立
- 10月18日 第21回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク滋賀2008」開催
～21日

2. 計画の性格

「滋賀県教育振興基本計画」は、次のような性格を有しています。

- () 教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- () 滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画
- () 滋賀県長期構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定した「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

3. 計画期間

平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度)までの5年間

4. 本計画で取り扱う「教育」の範囲

- () 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含みます。

ただし、国立・私立の学校および県立大学で行われる教育の内容や学校経営等については、各校の独立性¹を尊重して本計画で取り扱わないこととします。

学校運営への支援、学校間連携および知的資源の生涯学習活動への活用等については一部取り扱っています。

- () 教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期いずれの時期の教育も含みます。
- () 教育委員会が所管する分野をはじめとして、知事部局または警察本部が所管する分野・施策を含め、滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

*1 国立大学(附属校を含む)は平成16年4月に、滋賀県立大学は平成18年4月に法人化され、それぞれ、国立大学法人、公立大学法人(地方独立行政法人)になりました。法律に基づいて作成される中期計画により運営されています。

5. 計画の構成

はじめに：滋賀県教育振興計画の策定について

- | | |
|--|---|
| 1. 策定の経緯
(1) 社会の変化と教育基本法の改正
(2) 政府の「教育振興基本計画」の策定
(3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定 | 2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 本計画で取り扱う「教育」の範囲
5. 計画の構成 |
|--|---|

第1章：教育をめぐる状況

- | | | |
|---|--|---|
| 1. 学校
1 学力
2 進学率
3 生徒指導上の諸問題
4 子どもの健康と体力
5 特別支援教育
6 人権教育
7 学校施設・通学路の安全 | 2. 地域・家庭
1 地域における子どもの姿
2 家庭の姿
3 生活習慣・食生活
4 少年非行の状況
5 生涯学習社会
6 スポーツ振興 | 3. 社会
1 情報化の進展に伴う問題
2 国際化と子どもたち
3 青少年の就労
4 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
5 地方自治体を取り巻く状況 |
|---|--|---|

第2章：今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

- 【滋賀が目指す社会のあり方・基本理念】 自律 共生
【滋賀が目指す人間像】
【教育の基本目標】 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~
【基本目標の3要素】 1 子どもたちの「生きる力」を育む
2 社会全体で子どもの育ちを支える
3 生涯学習社会づくり

第3章：今後5年間に取り組むべき施策と目標

1. 子どもたちの「生きる力」を育む

- | | |
|---|---|
| 1 「確かな学力」を育む
(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施
(2) 課題解決的な学習や探究活動の充実
(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり
(4) 情報活用能力の育成
(5) 国際教育の推進
(6) 外国人児童生徒への学習支援
(7) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 | 4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
(1) 実践型環境教育の推進
(2) 環境保護意識の醸成
(3) 環境学習推進体制の整備
(4) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 |
| 2 「豊かな心」を育む
(1) 規範意識など社会性の育成
(2) 思いやりの心の育成
(3) 人権教育の推進
(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
(5) 情報モラルの育成
(6) 勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進
(7) 文化や芸術に親しむ心を育む | 5 信頼される学校をつくる
(1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる
(2) 学校運営の改善に取り組む
(3) 学校施設の整備
(4) 安全・安心な学校・地域づくり
(5) 修学支援の充実
(6) 私立学校への支援の充実 |
| 3 「健やかな体」を育む
(1) 体力向上と健康の保持増進
(2) 健康教育の推進
(3) 食育の推進 | 6 教育力を高める
(1) 教師の実践力の向上
(2) 優秀な人材の確保
(3) 教職員の適正な配置
(4) 人事評価制度の導入
(5) 組織・チームの教育力を高める
(6) 教職員の健康管理 |

2. 社会全体で子どもの育ちを支える

- (1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
- (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
- (3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
- (4) 子ども読書活動の推進
- (5) 子どもの体験活動の推進

3. 生涯学習社会づくり

- (1) 学習環境の整備と活動支援
- (2) 社会の課題についての県民意識の醸成
- (3) 地域共生の仕組みづくり
- (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
- (5) 高等教育機関の充実と活用
- (6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

第4章 計画推進のために必要な事項

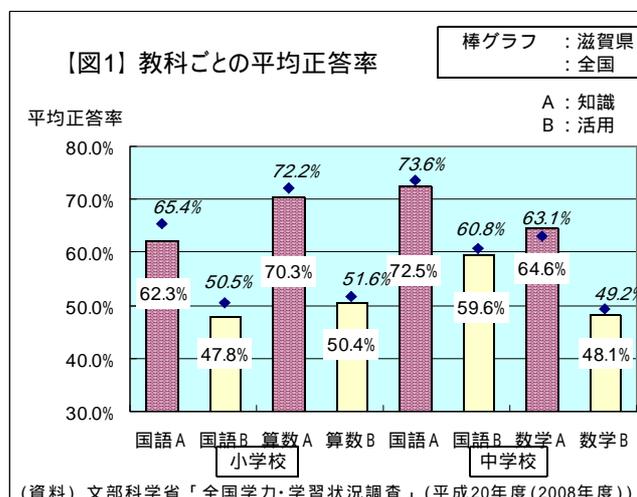
- 1 学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力
- 2 教育行政組織の効率化・事務の簡素化
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

第1章 教育をめぐる状況

1. 学校

1 学力

日本の子どもたちの学力レベルは、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA）」を見ると国際的に上位にありますが、過去の調査と比べて国際比較順位が低下したと、また平成14年（2002年）の改訂学習指導要領による授業時数の削減や完全学校週5日制などもあいまって、全国的に子どもの学力についての不安が広がっています。

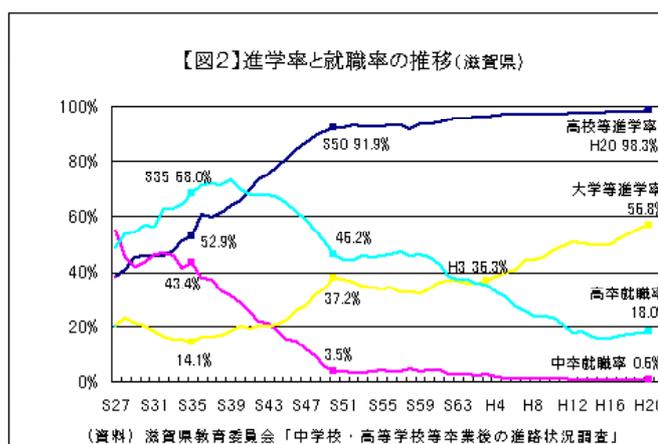


「全国学力・学習状況調査^{*1}」(平成20年度(2008年度))の教科に関する調査の結果を見ますと、滋賀県の平均正答率は、小学校中学校とも全国平均から前後5ポイントの範囲内にあります^{*2}。

全国的な傾向と同様、主として「知識」に関する問題(A)に比べて、主として「活用」に関する問題(B)については平均正答率が低く、知識・技能を活用する力に課題があることが読み取れます。

2 進学率

高度経済成長期前後の昭和35年(1960年)と昭和50年(1975年)の進学率を比較すると、高等学校等への進学率は、52.9%から91.9%に、大学・短期大学等への進学率^{*3}は、14.1%から37.2%にと、この時期に飛躍的に上昇しました。平成20年(20



*1 全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年度(2007年度)から実施しています。教科に関する調査(国語、算数・数学)のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施し、学力とその相関関係等についても分析しています。

*2 国立および私立の小中学校の結果は含んでいません。

*3 県内の高等学校および特別支援学校高等部卒業生(国立・公立・私立を含む)のうち、大学・短期大学等へ進学したものの割合。

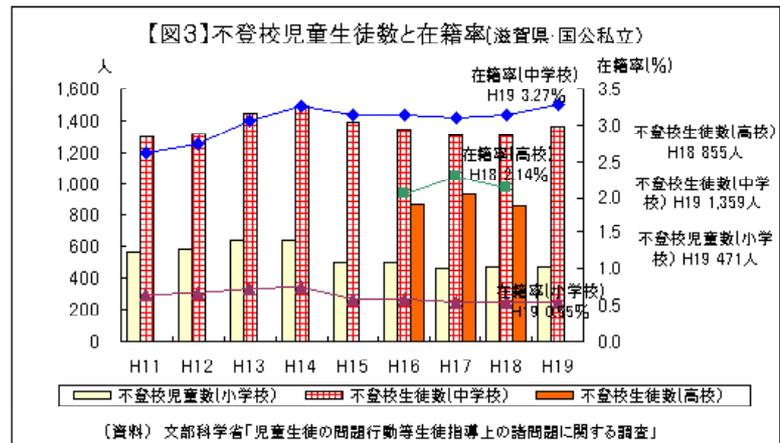
08年)には、県内の中学校を卒業した生徒の98.3%が高等学校等に進学しています。

大学・短期大学等への進学率は、高度経済成長期の後、しばらく30%代で推移しましたが、平成3年(1991年)頃から再度上昇し始め、平成20年(2008年)には、56.8%に達しました。

多くの人が高専や大学等に進学するようになり、高専や大学は、主体的な目的意識の有無にかかわらず、能力や適性、意欲や関心の程度が様々な生徒・学生を受け入れるようになっていると言えます。

3 生徒指導上の諸問題

滋賀県の中学生のうち 73.4% は、「学校で楽しみにしている活動がある」と答えています⁴が、近年様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや不登校が依然として大きな問題となっています。



また、最近では、子どもが巻き込まれる犯罪が多発し、子どもの安心、安全をどのように確保していくかが課題となっています。

滋賀県の小中学校の不登校児童生徒在籍率は、平成14年度(2002年度)をピークに減少傾向にありましたが、平成18年度(2006年度)から全国の傾向と同様増加に転じました。平成19年度(2007年度)の児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は、14.2人⁵(小学校5.5人、中学校32.3人)と、全国で7番目に高い割合となっています。

高等学校でも、長期欠席や中途退学が問題となっており、平成18年度(2006年度)には、高等学校在籍者の2.0%に当たる790人⁶が中途退学しました。特に、入学して1年目で長期欠席や中途退学となる生徒が多く、理由として、もともと高校生活に熱意がなかったり、授業に興味を持てなかったり、無気力であったり、また、就職や別の高校への入学を希望する進路変更などが挙げられています。

4 子どもの健康と体力

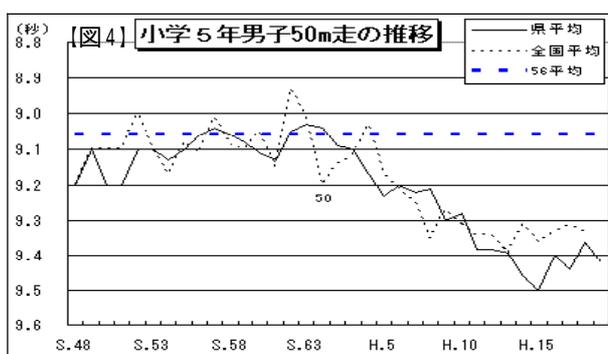
昭和56年(1981年)頃と比べると、子どもたちの体格は良くなっていますが、体力値は当時と

*4 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成19年度(2007年))より。

*5 国立、公立および私立の小中学校を含みます。

*6 国立、公立および私立の高等学校を含みます。

比べて全体的に低位な状況にあります。この背景には、生活の利便性が進み、体を動かす機会が減少したこと、遊び場所や遊び仲間が減り子どもたちの遊びの質が変化したこと、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった要因が考えられます。



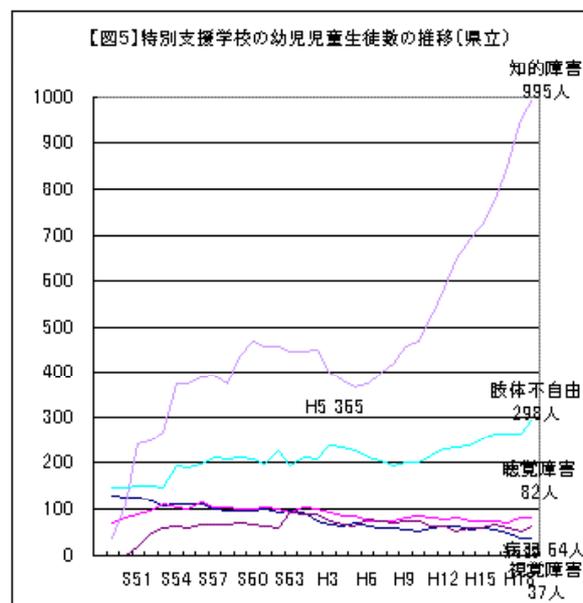
また、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもが増加しており、きめ細かな対応が求められています。

5 特別支援教育^{*7}

県内には、15校(県立14校、国立1校)の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由者に対する教育を行っています。平成20年(2008年)5月現在、幼稚部24人、小学部540人、中学部391人、高等部663人、合計1,618人の子どもたちが特別支援学校に在籍しています。

障害が比較的軽度な子どものためには、小・中学校に、特別支援学級が設置されており、1,459人の児童生徒が在籍しています。

近年、特別支援学校に通う幼児児童生徒の数は増えており、特に知的障害のある児童生徒の数は、平成5年(1993年)の356人から、平成19年(2007年)には995人と急増しました。



通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で存在する可能性があるとしており^{*8}、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)や高機能自閉症といった、従来の特殊教育で対象とされていなかった発達障害のある子どもへの適切な指導と必要な支援が求められています。

*7 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含むすべての障害のある子どもたちを対象に、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導および必要な支援を行うこととしています。

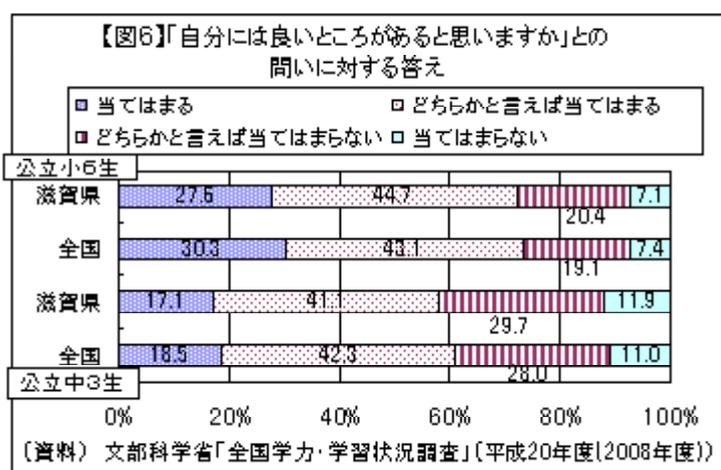
*8 文部科学省が平成14年(2002年)に行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の判断によるものではありません。

6 人権教育

学校や社会において人権教育の取組が進められる中で、人権問題についての理解は徐々に浸透してきていますが、子どもたちを取りまく状況は、いじめや暴力など人権にかかわる問題が後を絶たず、虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。さらに、今日では国際化や情報化の進展に伴い、近年急増している外国人の人権問題やインターネット・携帯電話を悪用した人権侵害など、新たな課題が起きています。

「人権に関する意識調査」（滋賀県・平成18年度(2006年)）によると、人権が尊重される社会を実現するために必要な取組として、「学校等における人権教育の充実」を求める声が40.1%と最も多く挙げられています。

他者の人権についての認識は、自己に対する認識と深い関わりがあるとされていますが、「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、良いところがある」と回答した滋賀県の小学6年生の割合は72.3%（全国73.4%）、中学3年生の割合は58.2%（全国60.8%）と、全国平均と比べていずれもやや低いという調査結果が出ています。



7 学校施設・通学路の安全

滋賀県の公立の小中学校の耐震化率は、平成20年(2008年)3月末時点で、74.9%であり、全国平均の62.3%を上回っていますが、大規模な地震により倒壊等の危険が高いとされる建物が、21市町で105棟残されています。

県立高校の耐震化率は、平成20年(2008年)3月末時点で60.7%です。平成21年(2009年)3月末をもって、耐震化に未着手の学校が26校あります。

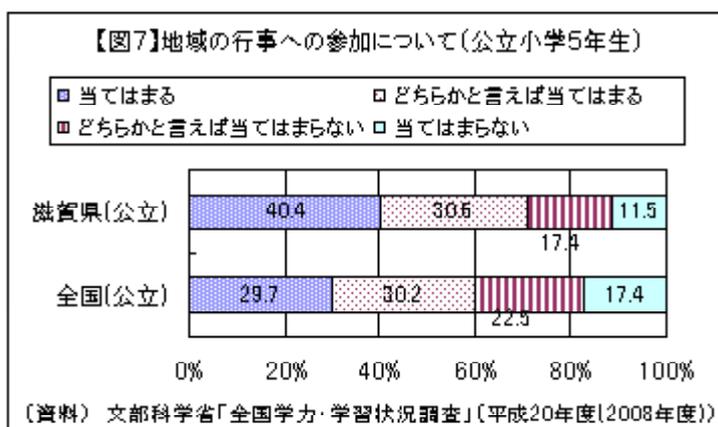
また、学校に不審者が侵入して子どもたちや教職員の安全を脅かす事件や、子どもたちが通学の途中で犯罪に巻き込まれ被害者となる事件が相次いだことから、子どもの安全を守るため、学校において危機管理体制を徹底することはもちろんのこと、子ども安全リーダーやスクールガードが登下校時に見守り活動を行うなど、地域ぐるみでの取組が進められています。

2. 地域・家庭

1 地域における子どもの姿

子どもは、遊びを経験することによって、創造性や社会性など多くのことを学んでいくと言われます。しかし、子どもを取りまく環境の変化の中で、都市化による遊び場の減少や、少子化による兄弟や遊び仲間の減少などから、スポーツや外遊びが減少し、代わって家の中でのテレビゲームなどの一人遊びや、塾・稽古ごとの占める時間の割合が増加したことが指摘されています。

「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した滋賀県の小学生は40.4%（全国29.8%）、「どちらかといえばあてはまる」と答えた子どもを含めると71.0%（全国59.9%）に達しました。また、地域の清掃活動への参加率も高い水準にあるなど、滋賀の子どもたちは、地域行事に活発に参加しているようです。

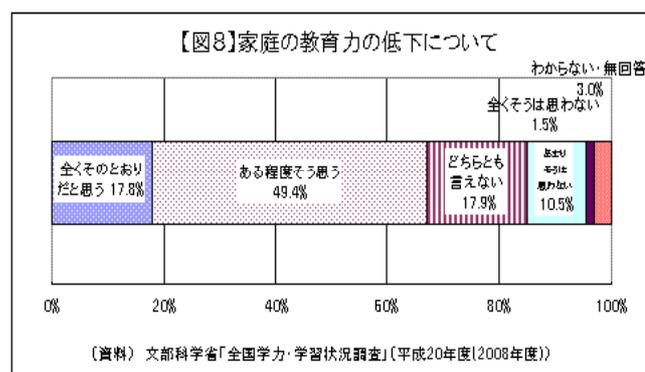


2 家庭の姿

都市化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されています。

自分の思い通りに進まないことが多い子育てにおいて、子どもにどのようにかかわっていけばよいか悩み孤立感を募らせたり、ストレスから虐待に走るケースも多々あります。

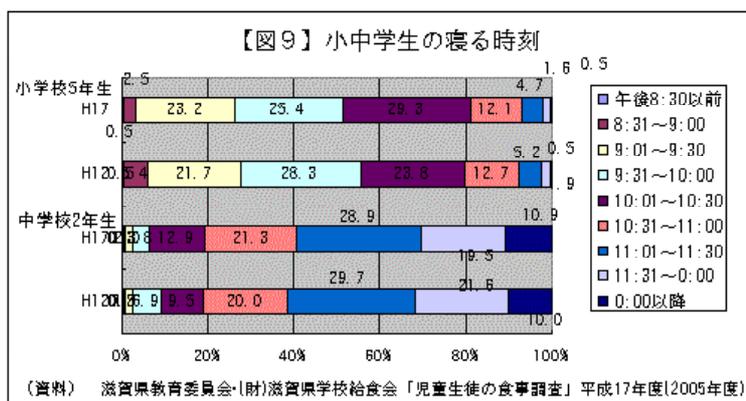
「家庭の教育力再生に関する調査研究」（国立教育政策研究所内家庭教育研究会 平成13年(2001年)）によると、67.2%の親⁹が家庭の教育力が低下していると実感しており、その理由として、66.7%の人が「子どもに対して、過保護、甘やかせずぎや過干渉な親の増加」を挙げています。



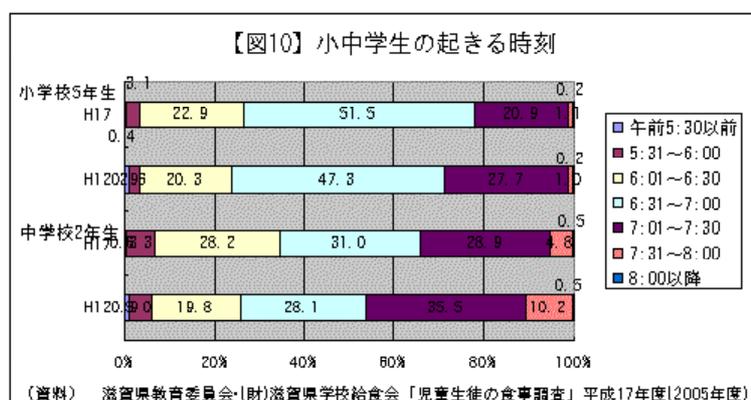
*9 子どもと同居する親のうち、25～54歳の男女3,859人を調査対象としています。

3 生活習慣・食生活

近年、食生活を取りまく社会環境の変化に伴い、子どもたちの朝食の欠食、偏食、肥満傾向、生活習慣病など、食に関する様々な健康問題が危惧されています。また、孤食や不規則な食事時間、食事の場での人とのふれあいの不足など、子どもたちの心理面にも影響を及ぼしているとも指摘されています。



平成12年(2000年)と平成17年(2005年)の「児童生徒の食事調査」を比較しますと、滋賀県の小学生で、午後10時以降に寝る割合は、44.1%から48.2%に増え、寝る時間が遅くなっています。逆に、小中学生の起きる時間は早くなっています。



「全国学力・学習状況調査」の朝食を食べることや就寝時刻、テレビやビデオを見る時間など生活習慣についての回答と、教科に関する調査の相関関係を見ますと、基本的な生活習慣が身につけている子どもほど正答率が高いという傾向があります。

4 少年非行の状況

少年非行は、戦後間もない時期の第1のピーク、昭和40年(1965年)前後の第2のピーク、そして昭和57年(1982年)あたりの第3のピークに続いて、平成8年(1996年)から第4のピークを迎えていると言われていたのですが、平成17年(2005年)以降は減少傾向にあります。しかし、平成19年(2007年)は、前年よりも減少したもののその減少幅は小さくなっています。

10年前と比較すると、非行の内容は、万引き、自転車盗などの初発型非行が減少しているものの、凶悪犯、粗暴犯は増加しており、また、万引きの低年齢化が顕著になるなど、楽観できない状況にあります。

5 生涯学習社会

本県では、県民の多様化、高度化する学習意欲に対応するため、公民館、博物館、文化ホール等の生涯学習機関において、生涯学習社会づくりを目指した様々な取組が実施されてきました。

最近では、子育て支援、地域の教育力の向上、青少年の健全育成、健康づくり、人権問題、環境問題、福祉、国際化、安全なまちづくりおよび高度情報化への対応等の社会的課題について、自主的な活動を推進するものとなっています。

市町において図書館の整備が進んだことから、県民一人あたりの年間図書貸出冊数は、平成13年(2001年)から全国最多を維持しています。

6 スポーツ振興

本県の成人のスポーツ実施率（週に1回以上運動を行う者の割合）は、平成12年度(2000年度)の21.8%が、平成18年度(2005年度)には39.8%へと大きく上昇してきていますが、まだ全国平均値^{*10}を下回っています。

また、最近の傾向として、スポーツを行う目的が、「競う」・「勝つ」だけでなく、「体力づくり」、「楽しみ」、「交流」など心身の健康を意識したものとなっています。

このような住民の多様なニーズにこたえ、スポーツ活動の機会の充実を図るための環境整備として、総合型地域スポーツクラブ^{*11}を県内各市町にそれぞれ1つ以上設立し、育成していくことを目指しており、現在10市4町に設置されています。

*10 成人のスポーツ実施率の全国平均値は、平成12年度(2000年度)の37.2%から、平成18年度(2006年度)には44.4%に上昇しています。

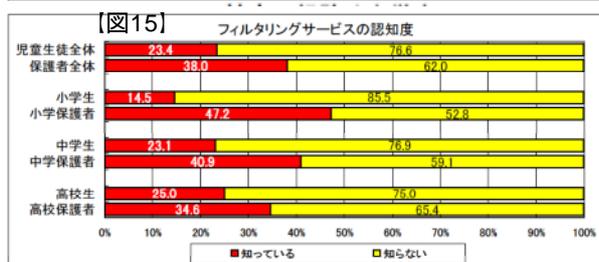
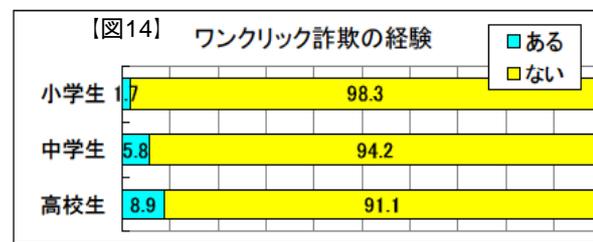
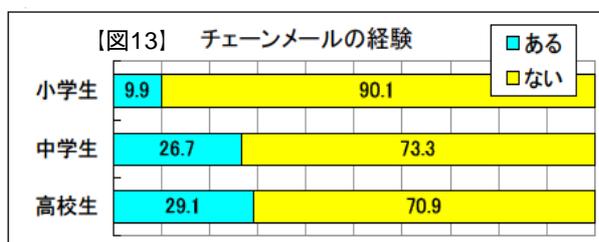
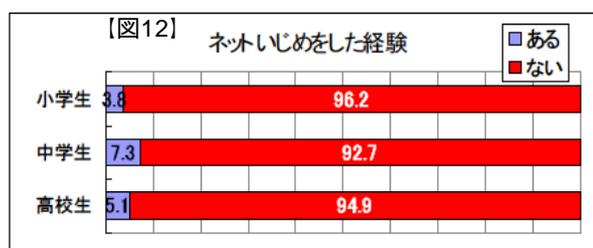
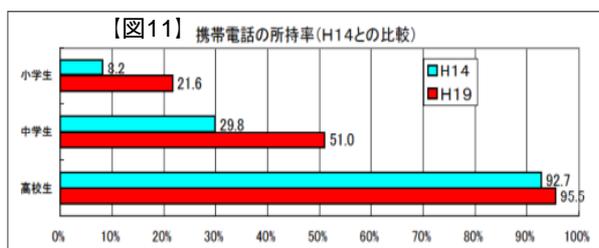
*11 従来のようなチーム型の単一種目クラブではなく、障害のある人を含めて、地域住民が積極的に参加できる、地域に根ざした複数の種目からなるスポーツクラブ。

3. 社会

1 情報化の進展に伴う問題

パソコンや携帯電話が急速に普及するなど情報化の進展に伴って、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害（ネットいじめ）や出会い系サイトに関する犯罪が新たな社会問題となっています。サイト上には、子どもにとって有害な情報が氾濫し、それらを容易に目にするのできる環境にあり、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

「携帯電話に関する調査」（滋賀県教育委員会、滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会 平成19年度(2007年度)）により、ネットいじめや、出会い系サイト、チェーンメール、ワンクリック詐欺など、子どもたちが様々な問題に巻き込まれている実態が明らかになっています。



2 国際化と子どもたち

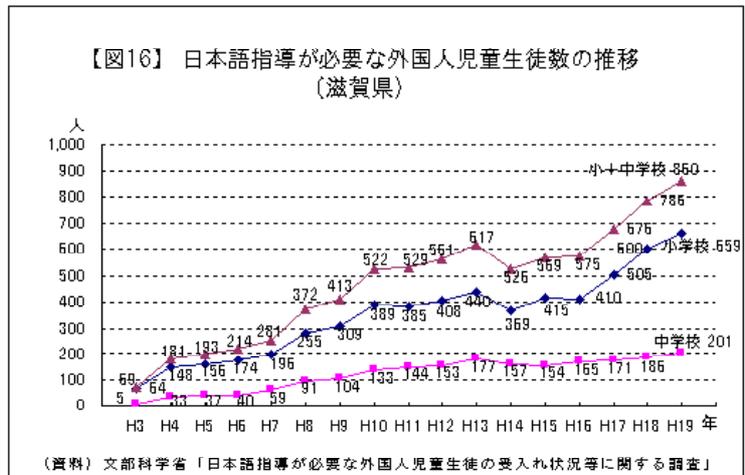
本県においては、南米国籍の日系人を中心に、ブラジルやペルー等から就労を目的として来日する外国人が近年急増しており、平成19年(2007年)9月現在、日本語指導が必要な外国人児童生徒が小学校に659人、中学校に201人、高等学校に22人在籍しています。

小中学校では、全児童生徒数に占める在籍率は、0.67%で静岡県、三重県、愛知県に次い

で、全国で4番目の高率となっています。

特に来日直後の子どもたちは、地域や学校生活になじめない状況があり、学校の受け入れ態勢を整備したり、日本語指導や地域における生活適応指導等の指導体制を整えることが急務となっています。

また、本県が平成19年(2007年)9月に行った調査によると、経済的な理由や、保護者が日本語を理解していないため就学についての情報が不足していたり、家庭での弟妹の世話をするためなど様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子どもたちが31人確認されています。

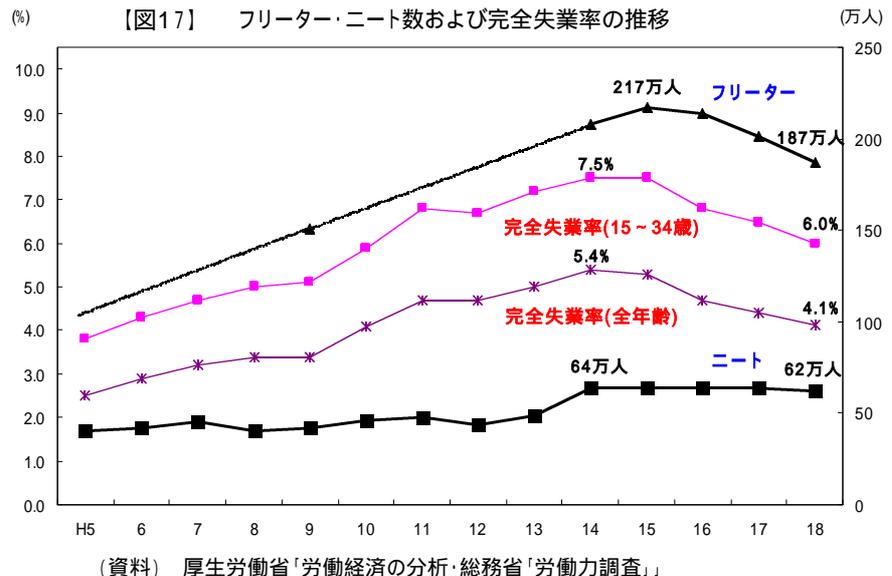


3 青少年の就労

昭和59年(1984年)には15.3%であった非正規雇用の割合は長期的に上昇しており、平成18年(2006年)には33.2%に達しました。

若年層の高い失業率、離職率、さらにはニート^{*12}が10年間で1.5倍(全国で平成6年(1994年)の42万人から、平成18年(2006年)に

は62万人に増加)に、フリーター^{*13}が20年間で4倍弱(全国で昭和57年(1982年)の50万人から、平成18年(2006年)には187万人に増加)に増え、近い将来を担う若い世代の自立に関することが社会的な課題となっています。



*12 非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳、通学・家事もしていない者(厚生労働省)

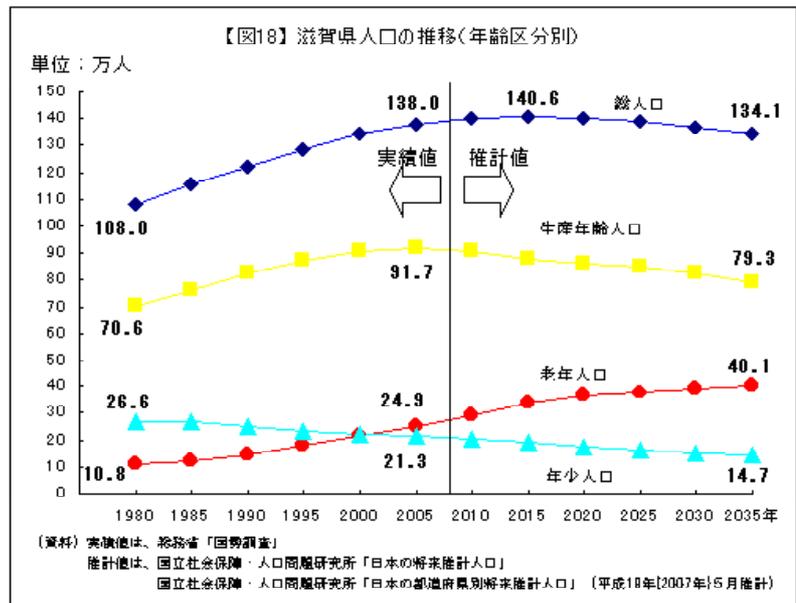
*13 年齢15歳～34歳、卒業者であり、女性については未婚の者。さらに現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」、「パート」である雇用者で、現在無業の者については家事も通学もせず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者(厚生労働省)

4 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

滋賀県の人口は、これまで右肩上がり増加してきましたが、平成27年(2015年)頃をピークに減少に転じると予想されています。

15歳未満の年少人口は、既に年々減少傾向にあり、平成17年(2005年)の21.3万人から、平成47年(2035年)には、14.7万人になると予想されています。

一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成17年(2005年)の24.9万人から、平成47年(2035年)には、40.1万人になると予想されています。

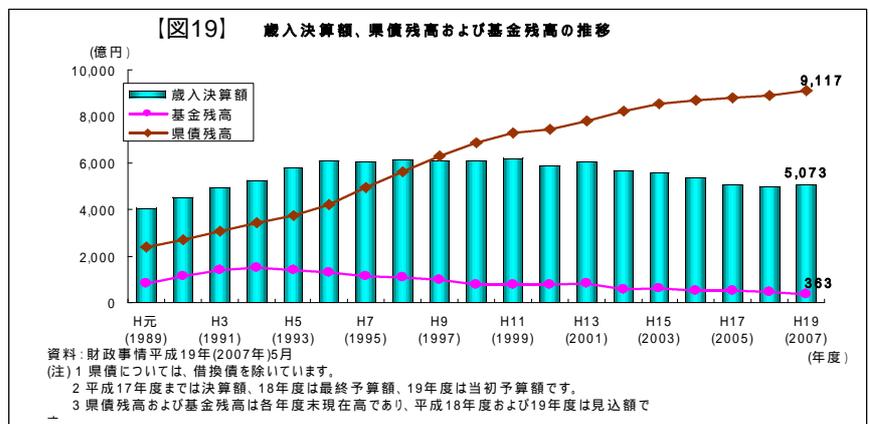


5 地方自治体を取りまく状況

住民ニーズの多様化・高度化や行政需要の増大に対し、地域の実情に即してよりの確に対応するため、地方分権改革が進められています。滋賀県においても市町村合併が進展し、市町村数は、平成16年(2004年)4月の50団体から、2年後の平成18年(2006年)3月には26団体へと減少しました。さらに、湖北地域1市6町による合併の協議が進められています。

道州制の導入などさらなる地方分権も議論されており、これまで以上に国、県、市町それぞれの役割を明確にすることが求められています。

また、県の財政は、県税収入については平成14年度(2002年度)以降回復傾向にあります。一方で、国の三位一体の改革などにより、滋賀県が国から受け取る地方交付税は、平成15年度(2003年度)と19年度(2007年度)を比較すると680億円も減少するなど大幅に削減され、非常に厳しい状況になっています。



第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

1. 滋賀が目指す社会の姿

近年、情報化や国際化が急速に進展し、誰もが手軽に世界中の情報を手にしたり、あらゆる分野で多くの人や物が世界中を行き交うなど、人々の社会・経済活動がグローバル化し、多様な交流が可能となった反面、文化的な摩擦の発生や環境問題が地球的規模で進展するなど、様々な影響が出ています。

また、少子化の加速と急激な高齢化の進行の中で人口減少時代が到来し、家族形態や産業構造が変化するなど、社会や経済を支える基本構造が大きく変わろうとしています。加えて、私たちの身近な暮らしを取り巻く環境も大きく変化する中で、子どもをめぐる様々な課題や犯罪・事故が増加するなど、このままでは「未来の世代」である子どもたちが、幸せや豊かさを実現するための出発点に立つことができなくなる可能性があります。

こうした認識のもと、滋賀県では、次の世代の幸せや豊かさを実現するために、自律と協働による「未来を拓く共生社会」の実現を基本理念とした「滋賀県基本構想」を策定したところであり、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓くことを目指しています。

自律

人びとが、社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち主体的に行動すること。



共生

人びとが、世代や性別、障害の有無や国籍、文化の違いなどに関わらず、多様な価値観を認め合い、共に責任を担いつつ、個性と能力を十分に発揮し、互いに支え合うとともに、自然とも調和しながら生きていくこと

暮らしの将来の姿（「滋賀県基本構想」）

「健康」	いくつになっても活動的でいられる社会
「働く」	仕事と家庭や地域生活を両立できる社会
「住む」	歩いて暮らせる安全で快適な社会
「学ぶ・育てる」	人間性や生きる力を育む社会
「楽しむ」	伝統・文化や自然、地域に親しめる社会
「つながる」	交流を深め、支え合う、つながりのある社会
地域の将来の姿	環境との共生を図りながら地域特性を活かした産業が展開する 資源循環型の地域社会で、自然災害に強く、安心して暮らせる社会

2. 目指す人間像

「自律」と「共生」の社会に生きる人

滋賀県には、びわ湖のほとりに住み着いた私たちの遠い祖先が、びわ湖やそれを取りまく自然と共生するための生活、生業の知恵を生み出した歴史があります。さらに、外の世界に目を向け、人と人とのつながりを大切にしながら市場を開拓した近江の先人の足跡があります。

古くから進取の気質とともに公の心を備え、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人が育み、拠り所としてきた「近江（淡海）の心」を大切にしながら、現代を生きる私たちは、こうした先人の足跡と精神を受け継ぎ、大切に守り育て、未来につないでいかななくてはなりません。

そして、この「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り開く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を育成していくことを目指します。

3 . 教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

未来の社会に生きる人間像を目指すには、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできる「力」をつけさせるなど、未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組んでいく必要があります。

本来、子どもたちは自ら育つ素晴らしい力を持っていますが、今日の子どもの状況をみると、残念ながらいじめを受けたことにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件の発生や不登校、規範意識の低下等の心の問題が深刻になっています。さらに、急速な情報化による無秩序な情報氾濫に対し、無防備な子どもたちが巻き込まれる事件が起こるなど、子どもが持っている自ら育つという力が損なわれることが心配される状況になっています。

このため、子どもが未来を拓く「社会の宝」であることを社会全体で強く意識し、学校だけでなく家庭や地域、企業等で子どもを見守り、子どもの育ちを支える環境づくりに取り組むなど、社会全体で教育にかかわることが不可欠となっています。

子どもたちが持つ自ら育つ力を引き出すために、社会全体で教育にかかわりながら、様々な教育課題に果敢に挑戦することにより、未来を拓く「人づくり」に積極的に取り組んでいきます。

4 . 教育の基本目標の3要素

教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」は、次の3つの要素からなります。

(1) 子どもたちの「生きる力」を育む

(2) 社会全体で子どもの育ちを支える

(3) 生涯学習社会づくり

(1) 子どもたちの「生きる力」を育む

幼児期から義務教育終了までの教育を通じて、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てます。

また、義務教育終了後においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、将来の進路や職業とのかかわりに関する教育を重視し、社会に貢献できる人材として必要な資質・技能を育成します。

「生きる力」 = 知・徳・体のバランスのとれた力

「知」（確かな学力）基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

「徳」（豊かな心）自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

「体」（健やかな体）たくましく生きるための健康や体力

「生きる力」を育む視点

「個としての人間形成」

自己理解・自己責任	健康増進	意思決定	将来設計
-----------	------	------	------

「他者との関係における人間形成」

協調性・責任感	感性・表現	人間関係形成
---------	-------	--------

「社会の中での人間形成」

責任・権利・勤労	社会・文化理解	言語・情報活用
----------	---------	---------

知識・技術活用 課題発見・解決
「自然の中での人間形成」
生命尊重 自然・環境理解

(2) 社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めます。

社会の教育力を向上するための視点

県民運動で取り組む

県民がこぞって滋賀の教育について考え、家庭・学校・地域・企業が一体となって子どもの育ちを支える気運を高めるため、あらゆる主体の教育への参加・参画を進めます。

企業の力を活かす

企業内で子育てについて学ぶ機会を設けたり、従業員が学校行事に参加しやすい企業内制度を作るなど、家庭教育の向上や子育て支援に向けた職場づくりに自主的に取り組む企業と協定を締結します。また、職場体験や出前授業などで企業の専門性を教育に活用するよう呼びかけ、連携を進めます。

(3) 生涯学習社会づくり

県民一人ひとりが、生涯をとおして主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かで生き生きと自立した人生を築くとともに、国際的な視野を持って、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

生涯をとおした「学び」の視点

自立する「学び」

県民一人ひとりが、自ら課題に気づき、学び、考え、主体的に「学び」に取り組む

活かし役立つ「学び」

学んだ成果を、日々の暮らしや地域で活かして、自ら成果を確かめ、高める。また、周りの人々の「学び」にも良い影響を与える。

支えあう「学び」

県民、地域、民間団体・NPO、学校・大学等、企業・事業者、社会教育施設等および行政といった各主体が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、地域の特色や資源も有効に活用しながら、互いに連携し、「学び」を支えあう。

第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

1. 子どもたちの「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

子どもたちが身につけるべき基礎的・基本的な内容を具体化し、年間指導計画に位置づけるとともに、確実に習得できるよう学びの習慣を身につけ、習熟度別学習や補充的・発展的な学習など、一人ひとりの能力や特性等に応じた指導の工夫改善に努めます。

子どもたちの学習に対する興味・関心や意欲を引き出し、自らの力で論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成するなど、主体的に行動できる力を育成します。

- (1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施
- (2) 課題解決的な学習や探究活動の充実
- (3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり
- (4) 情報活用能力の育成
- (5) 国際教育の推進
- (6) 外国人児童生徒への学習支援
- (7) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
1 (事)	少人数学級編制の実施	小1～3および 小4～6 の学年の 学級編制 実施					継続実施	教職員課
2 (事)	学力向上策による 改善の割合	全学級の 学力向上 策の指導 実施	全学級の 学力向上 策の指導 実施				全学級の 学力向上 策の実施	学校教育課
3 (事)	「個別の指導計画」の作成と 「個別の教育支援計画」の策定の割合 *指...指導計画 *支...教育支援計画	<小> 指94.4% 支32.9% <中> 指80.0% 支29.0% <高> 指10.2% 支10.2%		<小> <中> 60.0% 以上			<小> <中> 70.0%以上 <高> 50.0%以上	特別支援教育室

(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

各教科における基礎的な知識技能を習得しつつ、思考力、判断力、表現力を育成するため、各学校が指導方法等の工夫改善に努めるとともに、それを教員が共有し、教育実践の充実を図るなど、きめ細かな指導を行います。

各学校では、創意ある教育課程の編成とともに、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めています。多くの学校では、各教科や学習内容などによって少人数の学習集団でテーマ別の指導を行ったり、理解度や習熟度に応じた指導を行ったりするなど指導を工夫し、児童・生徒と教員との信頼関係の構築により、活力ある学級・学習集団づくりにも努めています。

今後も、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付け、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うため、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力など、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

(2) 課題解決的な学習や探究活動の充実

課題解決的な学習や探究的な活動を展開することで、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成します。

高等学校の普通科、総合学科等では、「総合的な学習の時間」において、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫した教育活動を行っています。農業、工業、商業、家庭の各専門学科では、発展的な課題を生徒自らが設定し、個人またはグループによる継続的な学習を行うことや、職業資格に関連する専門的な知識・技術等の修得のための学習等を行う「課題研究」に取り組んでいます。

また、小中学校の新しい学習指導要領では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組むだけでなく、他の児童生徒と協力し、考えや意見を出し合う「協同的」な学習に取り組むことがあげられており、体験的な学習や課題解決的な学習を進めることは今後もますます重要となります。

これらを踏まえ、各教科での知識・技能を活用する学習活動をさらに充実させるとともに、「総合的な学習の時間」や「課題研究」における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動の質的な充実を図っていきます。

(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

地域に情報を発信し、地域に信頼される特色ある学校づくりに努めます。また、授業の質の向上を図り、確実な計画と実践、教育課程の評価と改善に努めます。

高等学校においては、類型やコースを設けたり、二学期制の採用、習熟度別クラス編制、インターンシップ、学校設定教科・科目の設定などにより、学校、生徒の実態に応じた指導体制の工夫改善を行い、「知の世紀をリードする人材を育てる学校」「感性を豊かにし生きる力を育てる学校」など8つの分類により各校の特色を明確にする「アクティブハイスクール支援事業」によって、高校教育の活性化を図ってきました。

共通性と多様性のバランスの観点から、すべての生徒に共通の教育を基本に置つつも、個々の生徒や学校の実態に応じた教育課程を工夫するなど、特色ある学校づくりをさらに進めることとします。

また、小中学校においては、地域や学校、児童生徒の実態やニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導方法や指導体制の改善、総合的な学習の時間の工夫等を行い、特色ある学校づくりに努めます。

(4) 情報活用能力の育成

コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用して、情報を的確に読み取り活用する力を高めます。

情報活用能力には、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの要素があり、発達段階に応じて、これらの能力をバランス良く育成するよう指導しています。また、高等学校では、教科「情報」を中心に総合的にメディアを利用するためのリテラシーやコミュニケーション能力等を育成することとしています。

一方で、小中高等学校でのパソコン1台あたりの児童生徒数や、普通教室の校内LANの整備率は全国平均を下回り、県や各市町の財政事情等のため計画の延伸がありません。さらに、教員の実態ではICT^{*1}に係る能力はほぼ全国平均並みと言えるものの、約半数の教員が「ICTを活用して指導する能力」がない状況であるため、今後、教育用コンピュータや校内LANの整備を推進し、教員の研修を充実させ、ICTを利活用した授業の構築を目指します。

*1 情報通信技術(インフォメーション & コミュニケーション テクノロジー)の略。広く普及した「IT」とほぼ同義ですが、ITに比べて、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確に表しています。

(5) 国際教育の推進

自国の伝統・文化に根ざした自己の確立を図るとともに、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度や能力の育成を図るなどして、国際社会に貢献できる資質や能力を育成します。

国際化が進展している現代社会においては、一人ひとりが相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員としての自己を確立し、自分の考えや意見の発信を行い、主体的に行動することが求められています。

また、様々な人の中で、相互に理解し、共生していくためには、対話をとおして、人との関係を作り出していく力が求められます。そのためには、自分の考えや意見を自ら発信し、他者の主張を受け止め、議論をまとめあげ、具体的に行動することのできる態度・能力が必要となります。

そのため、外国語を含めた言語活動に力を入れるだけでなく、今日的な世界に共通する課題を子どもたちの身近な課題として学校の教育活動に取り入れたり、グループでの話し合い活動やディベート等の手法を取り入れたりしながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

(6) 外国人児童生徒への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対応するため、必要な学校に教員の加配や非常勤講師の派遣を行います。また、母語を理解するサポーターを派遣し、外国人児童生徒に対する学習の支援等を充実します。

近年、県内の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数が大幅に増加しており、当該児童生徒が在籍する学校においては、国際理解教育担当教員等が中心となり、日本語指導や教科等の指導、また生活適応指導等を推進しています。

今後も、必要な学校に教員の加配や非常勤講師の派遣を行います。また非常勤講師が派遣されていない公立小中学校、もしくは母語による支援が緊急に必要となった学校に対して、ほっとサポーター^{*2}を派遣し、母語を介して児童生徒やその保護者と円滑なコミュニケーションが図れるように支援するとともに、授業や放課後等の時間に学校生活のことや教科の学習などについての支援を行います。

*2 外国人児童生徒の母語を理解することができる指導協力者(ボランティア)。

(7) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。

障害のある子どもたちの教育については、これまでから障害の程度等に応じて、きめ細かな教育を行ってきました。

しかし、特別支援学校においては、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実、様々な障害の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応できる教員の専門性の向上、子どもたちが自立・社会参加ができるような指導の充実が課題となっています。

また、幼小中高等学校に通う発達障害のある幼児児童生徒への教育的対応については、平成15年度(2003年度)から国の委嘱事業を受けるとともに、平成16年度(2004年度)から県独自の事業を実施し、特別支援教育体制の整備に取り組んできました。

子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、より適切な支援を行うため、在籍する障害のある幼児児童生徒に対して、指導目標・内容・方法等を個別・具体化した「個別の指導計画」の作成や、就学前から卒業後までをも視野に入れた、教育、福祉、医療、労働等の多角的な視点からの一貫した「個別の教育支援計画」の策定を進めます。

2 「豊かな心」を育む

学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進するとともに、発達段階に応じた様々な体験の積み重ねや繰り返し継続した活動、キャリア教育等を通じて、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身に付けるとともに、相手の身になって考えたり、人を思いやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。

- (1) 規範意識など社会性の育成
- (2) 思いやりの心の育成
- (3) 人権教育の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- (5) 情報モラルの育成
- (6) 勤労観を養い、社会での自立をめざすキャリア教育の推進
- (7) 文化や芸術に親しむ心を育む

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
4 (事)	スクールカウンセラーの配置	配置校数 中 100校 県立学校 47校					継続実施	学校教育課
5 (事)	スクールソーシャルワーカーの配置	配置市町数 9市町		13市町			継続実施	学校教育課
6 (事)	小学生心のオアシス相談員の配置	配置校数 小学校 30校					継続実施	学校教育課
7 (事)	道徳教育「心の学舎」推進プラン	道徳教育の授業公開や講演会懇談会の実施 小98.7% 中99.0%					全小学校で継続実施	学校教育課
8 (事)	中学生チャレンジウィーク～5日間職場体験～	中学校100校で実施					継続実施	学校教育課
9 (事)	ヤングジョブセンター滋賀での若年者就業支援	支援による就職者 1,374人		1,300人			就業に結びつく支援の継続	労政能力開発課

(1) 規範意識など社会性の育成

子どもたちに寄り添い自己存在感を感じさせながら、きまりを守ることやかかわりを大事にすること、倫理観や規範意識といった社会性を育てるとともに、コミュニケーション能力を高めるなどして豊かな人間関係を育みます。

現代は、物質的には便利で豊かな環境が整っているものの、子どもたちの自立の遅れや規範意識の希薄化、さらには、これらに起因していじめや非行の低年齢化、少年による凶悪事件の増加などが現代の教育の重要な課題となっています。

そこで、子どもたちに、規範意識など社会性を育むため、あらゆる学校生活の場で自己存在感を感じさせるとともに、学級や学校の一員としての自覚、規範意識の高揚と共感的人間関係の育成に努めます。また、学校不適応を起こしている子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応などきめ細かな個別指導に努めます。

さらに、児童会・生徒会などの自発的・自治的な集団活動を充実し、いじめのない明るく楽しい学校づくりを進めます。

(2) 思いやりの心の育成

ボランティア活動などの体験活動を活かした道德教育をとおして、思いやりの心や互いに尊重する態度を育み、地域の一員であることの自覚を高めます。

自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心、互いを尊重する態度などを身につけ、共生社会の一員として、社会に貢献しようとする心を育むことが重要です。

そこで、幼児教育においては、家庭や地域と連携して基本的な生活習慣を形成するとともに、生活や遊びの中で他者の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもったり、「してよいこと」、「悪いこと」を判断するなどの道德性の芽生えを培うよう努めます。

また、各学校の特色を活かした道德教育が推進できるよう、校内研修会や授業研究会の取組を充実するとともに、ボランティア活動などの体験活動等を活かした道德の時間の工夫や、心に響く魅力的な教材の開発、活用に取り組みます。

さらに、学校の道德教育に地域の人々の参加・協力を求めたり、授業公開や心の教育講演会を開催するなど、学校と家庭、地域社会との積極的な連携に努めます。

(3) 人権教育の推進

子どもたちの人権感覚を育成するとともに、保幼小中高・関係機関等との連携を図る中で、子どもたちが自分と他者の人権をともに大切にすし、そのことを実践的な行動に結びつけられるよう人権教育を推進します。

子どもたちの中には、自分に自信を持たず、自分という存在を大切に思うことができないという子どもがいます。また、人とかかわる経験や感動体験が乏しいことから、人の気持ちや痛みがわかりにくい子どもも増えつつあります。そうした子どもたちには、いじめや不登校など、生活や学力・進路の面において、様々な課題が起こりがちです。

すべての子どもたちが安心して生活できる環境をつくるためには、課題のある子どもを見据えて、生活と学力を高め、進路を保障することが大切です。さらには、子どもたちの自尊感情を育み、コミュニケーション能力を培い、子ども同士のつながりを強めていくことが必要です。

「人権教育推進プラン」に基づき、すべての子どもが自他の人権を大切にするとともに、そのことを実践的な行動に結びつけることができるよう、学校や幼稚園、保育所、家庭、地域、関係機関が交流し、連携した取組を推進します。

(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

学校教育の場においては、66.4%の人が「男女が平等である」と回答しており^{*1}、高等学校や大学等への進学率については、男女の間にほとんど差はありませんが、理系分野に進学する女子が少ないなど専攻分野について男女間の偏りがあります。

そこで、学校教育においては、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、将来の生き方について自ら考え、社会人として自立できる力を育てるとともに、児童生徒一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

また、学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担意識を前提に行われないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するよう努めます。

社会教育においては、青少年教育活動の指導者などに対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発を図ります。

*1 滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成18年度(2006年度))より。

(5) 情報モラルの育成

インターネットや携帯電話の適切な利用ができるよう、情報モラルの育成に努めます。

近年急激にインターネットや携帯電話が普及し、子どもたちには、高度情報通信ネットワーク社会に主体的に対応できる力が求められています。一方、インターネットの掲示板、携帯電話のメールやサイト上には人の心を傷つけるような書き込みや目を背けたくなるような映像があふれ、出会い系サイトなどで多くの子どもたちが被害に巻き込まれています。

子どもたちが情報社会で正しい行動をとれるようにするためには、学校や家庭における情報モラルの育成が必要不可欠であるため、学校では、子どもの発達段階に応じて、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応などの「情報モラル」が身につくよう教育の充実に努めます。

また、利用するときを守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に啓発します。

(6) 勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進

すべての中学2年生が参加する「中学生の5日間職場体験」をはじめ、インターンシップや職業体験等の体験を重視したキャリア教育を推進します。

子どもたちの職業観・勤労観を育むため、本県ではキャリア教育を推進してきましたが、特に、中学校2年生の5日間の職場体験活動（チャレンジ・ウイーク）は、平成19年度（2007年度）に県内すべての中学校で実施でき、実施後のアンケートにおいても高い評価が得られました^{*2}。

高等学校においても、企業と連携した取組を進めており、今後も各発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

また、近年高い失業率や早い段階での離職、不安定就労の増加など、若い世代の自立に関することが課題となっていることから、若年層に対する就労支援に取り組みます。

*2 実施後のアンケートで生徒からは「どの仕事も社会で役立つと思う。86.8%」、保護者からは「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する。95.2%」、教員からは「職場体験を通して生徒の新たな面を発見した90.4%」とそれぞれの立場から高い評価が得られました。

(7) 文化や芸術に親しむ心を育む

子どもたちの豊かな心を育むために、子どもたちが文化芸術に触れてその美しさを感じ、更に美しさを求めようとする柔らかな感性を育成します。

今日のメディアや視聴覚機器、情報機器等の発達はめざましく、子どもたちは芸術等を好きな時間に好きな場所で鑑賞することが可能となっています。これに伴い、児童生徒の芸術等に対する興味・関心は高まってきていますが、子どもたちが質の高い芸術等に直接触れて感動したり、その良さや美しさを味わうことは十分とは言えません。

そこで、幼児教育および学校教育においては、その発達の段階に応じて、子どもたちが芸術を鑑賞するための基礎を育みます。

また、学校や文化施設、地域等が連携することで、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会を積極的に提供するよう努めます。

3 「健やかな体」を育む

学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培うとともに、メンタルヘルスに関する課題など、健康に関する今日的な課題に対応するため、健康教育の充実を図ります。

また、知育、徳育および体育の基礎となる食育については、県民運動で取り組むほか、学校教育全体での積極的な推進を図ります。

(1) 体力向上と健康の保持増進

(2) 健康教育の推進

(3) 食育の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
10 (成)	昭和56年度の体力テストの数値の95～100ポイントをめざす	93.83ポイント		95.0ポイント			100ポイントをめざす	スポーツ健康課
11 (成)	全国の体力平均値以上をめざす	-	 初年度				全国平均値以上をめざす	スポーツ健康課
12 (成)	各学校における欠席者の半減	-	基準年度				平成H21年度(2009年度)の半減を目指す	スポーツ健康課
13 (成)	朝食摂食率(毎日、大体食べる子どもの割合)	97.5% (小5) 91.5% (中2) 87.1% (高2)			100% 97% 95%		継続実施	スポーツ健康課
14 (事)	学校給食に地場産物を使用する割合	17.8% (年間)			25%		27%	スポーツ健康課

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すとともに、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培います。

子どもの体力・運動能力は、全国的に昭和60年(1985年)頃から長期にわたり低下の傾向にあり、本県の子どもたちも全国平均値と同じく低下状況にあります。特に、本県は走力や投力に課題があり、子どもの体力が少しでも上昇傾向に転じるよう、平成18年度(2006年度)から「トライ95^{*1}」の取組を図り、平成19年度(2007年度)からは「小学生1日30分運動」を奨励しています。

また、新学習指導要領の改訂で体育・保健体育の授業時間数が増加したことから、今後とも教科指導の充実を図り、中・高等学校の運動部活動において、積極的に外部指導者の活用を進めます。さらに、指導者の資質向上を図るため、学校体育実技指導者講習会や運動部活動指導者研修会を充実させます。

なお、平成20年度(2008年度)から実施されている「全国体力・運動能力調査」において、毎年全国平均値以上になるよう、体力向上のさらなる充実を図っていきます。

(2) 健康教育の推進

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもの増加、喫煙、薬物乱用、性に関する諸問題等の課題解決のため、健康教育の充実を図ります。

近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えています。生活習慣の乱れ、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患、性に関する諸問題、薬物乱用、感染症など新たな課題が生じており、これらの課題に対応するため、学校保健法が学校保健安全法と改められ(平成21年4月1日施行)、組織的な保健指導や健康相談の充実、地域医療機関等の連携の強化が規定されました。

今後、県においては健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行うとともに、学校への専門医派遣を継続します。

また、「学校保健推進計画」を作成し、子どもたちが適切な健康行動を選択できる能力を身につけられるよう指導するとともに、各学校において「健康な学校づくり」を目指し、欠席者の半減に向けた取組を展開していきます。

*1 子どもの運動能力向上のための取組。「びわこ国体」が開催された昭和56年(1981年)の体力平均値の95ポイントを目標としています。

(3) 食育の推進

食を通して健やかな心身と豊かな人間性を育むことを目的とした食育は、知育、徳育および体育の基礎となるべきものととらえ、学校教育全体で積極的な推進を図ります。

今日、子どもたちの「食」を取り巻く状況は、社会環境の急激な進展にともなって大きく変化し、食生活上の問題は、子どもたちの心や体の発達に影響を及ぼす可能性があることが指摘されています。

このことから、平成17年度(2005年度)から食に関する指導研修会や栄養教諭の配置、食育推進モデル事業等の取組を進め、平成19年度(2007年度)までに、朝食摂食率および学校給食に地場産物を利用する割合は上昇してきました。

平成20年(2008年)の学習指導要領の改訂や学校給食法の一部改正に伴い、食育推進が明記されたことを受け、今後「滋賀県食育推進計画」に基づいて、食育を県民運動として推進するほか、食育および学校給食担当者対象の研修会の開催、食育推進事業推進や各種調査結果の有効活用をするとともに、各学校における「食育の日」取組がさらに充実するよう取組を進めます。

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」など滋賀らしい環境教育の取組により、子どもたちが滋賀県の琵琶湖、里山、森林などに直接触れることで、自然と共生する力を育みます。

また、滋賀県が有する優れた文化財や地域の行事、滋賀の先人の教えといった伝統・文化を子どもたちの教育に活用することで、自分たちの育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

- (1) 実践型環境教育の推進
- (2) 環境保護意識の醸成
- (3) 環境学習推進体制の整備
- (4) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
15 (事)	びわ湖フローティングスクール(湖の子)	全小学校で実施					継続実施	学校教育課
16 (事)	森林環境学習「やまのこ」	115校		全小学校で実施			継続実施	森林政策課
17 (事)	笑顔かがやくたんぼのこ体験事業	198校		全小学校で実施			継続実施	農政課
18 (事)	環境教育モデル校で先進的取組を推進	県立学校5校					継続実施	学校教育課
19 (指)	ごみゼロの日、琵琶湖の日、県下一斉清掃の日にあわせて環境学習や環境美化活動などを、全校で3回とも実施している学校の割合	小中学校 98.3% 高校 100%	全ての学校で実施				継続実施	学校教育課
20 (事)	子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業	全小中学校に配付	活用				継続実施	学校教育課

(1) 実践型環境教育の推進

小学校での「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」「森林環境学習『やまのこ』」「田んぼ体験『たんぼのこ』」など、体験活動を通じた実践的な環境教育に取り組みます。

各学校では全教育活動を通じて、地域の自然に親しむ活動を行ったり、環境に配慮した家庭生活の工夫などについて学ぶなどの環境教育を進めています。

小学校の環境教育の中核となるのが「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」です。これまでの25年間に、約40万人の小学5年生が学習船「うみのこ」に乗船し、琵琶湖の自然に触れ、環境にやさしい生活をしようとする意欲や態度を育んできました。

また、「森林環境学習『やまのこ』」、児童自らが育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験を行う「田んぼ体験『たんぼのこ』」の事業をすすめており、学校ビオトープの設置などもあわせて、今後も実践的な環境教育に取り組んでいきます。

(2) 環境保護意識の醸成

子どもたちが自然や環境、あるいはそれらにかかわる問題に気づき関心を持つよう、環境保護意識の醸成に努めます。また、学校以外で環境について学ぶ場を整備します。

母なるびわ湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や身近な環境、地球全体を視野に入れた環境に関する学習を通じて、人間の活動と環境のかかわりについて理解と認識を深め、環境を大切に作る心や環境問題を自らの問題とし、その解決に向けて正しい判断で行動できる資質・能力の育成を図ります。

各学校においては、「総合的な学習の時間」など学校のカリキュラムの中に環境学習を位置づけ、小学校・中学校・高等学校それぞれに編集された環境教育副読本等を活用しながら環境保護意識の醸成に努めます。

また、学校以外の場所で環境について学ぶ場を整備するほか、子どもたちに地域の環境学習や環境保全の活動に積極的に参加するよう促したり、環境保護のための自主的な活動を支援していきます。

(3) 環境学習推進体制の整備

多様な主体が実施する環境学習を充実するため、滋賀県環境学習支援センターの運営等を通じて、環境学習推進のための体制を整備します。

近年、地域団体や民間団体など、あらゆる主体による自然体験活動や体験型環境学習の取組が盛んになっていますが、取組を進めるうえで、活動の継続・発展、地域全体への広がり、各主体の連携などの面で課題が生じています。

これらの取組が効果的かつ適切に実施されるためには、総合的な支援機能を整備するとともに、県民等と県の支援施策・情報等をつなぐ必要があることから、本県では、環境学習を推進する拠点として、平成17年(2005年)6月に滋賀県環境学習支援センターを設置しました。

今後、あらゆる主体が環境学習を総合的・体系的に進められるよう、環境学習支援センターの取組をはじめとして、普及啓発、情報の提供、交流の機会の提供、指導者人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備や連携協力の仕組みづくり等を通じて、環境学習の総合的な推進を図ります。

(4) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

地域資源を教育に活用することで、自分たちが育ってきた地域に愛着を持ち、大切に守り育もうとする心とともに、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

滋賀県が有する優れた文化財、工芸品、農産物や地域の行事、滋賀の先人の教えといった地域資源を教育活動に活かすため、平成19、20年度(2007、2008年度)の2年間、小中学校を対象に、郷土の歴史、文化や人物などを取り上げた副読本や資料集を配付しました。

今後は、実践事例について学校間で交流したり、家庭で自分たちが住む地域について学習したことを話し合ったりしながら、児童生徒がさらに地域について考え、地域のよさについて深く学べるように副読本等の活用を促します。

また、滋賀県は各地域に文化財が点在し、子どもの頃から伝統行事に参加するなど文化財とふれあう機会が多く、こうした地域の文化力を活かした教育こそ滋賀の個性であると言えます。今後は、文化財の保存修理や発掘調査の現場はもとより博物館等さまざまな場で、地域の歴史文化を学習する機会を確保し、先人の知恵を学び地域への理解と愛着を深めることとします。

5 信頼される学校をつくる

学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などについて、地域住民等から選任された学校評議員等の外部からの意見を聞くことを通じ、理解や協力を得ながら、地域に根ざした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域、県民等に対して説明責任を果たすため、積極的に学校情報の提供を行うとともに、学校評価を実施し、その結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。

- (1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる
- (2) 学校運営の改善に取り組む
- (3) 学校施設の整備
- (4) 学校・通学路の安全確保と安全教育の充実
- (5) 修学支援の充実
- (6) 私立学校への支援の充実

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
21 (事)	学校評議員制度	全県立学校で実施					継続実施	学校教育課
22 (成)	学校評価の実施	全県立高校で実施					継続実施	学校教育課
23 (事)	県立学校施設の耐震化率	60.7%				100%	継続実施	教育総務課
24 (事)	スクールガード登録者数	27,140人	26,000 人体制の維持				26,000人体制を維持し活動を充実	スポーツ健康課
25 (事)	各学校における防犯訓練や防犯教室の実施	559校中509校で実施 (幼・小・中・県立学校の91%)		すべての学校で実施			継続実施	スポーツ健康課

(1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる

学校と地域を結ぶ推進体制を充実させるとともに、学校施設の開放や学習の機会の提供等を通して、学校と地域が共に支え合い、発展し合う関係を深めます。

学校自らが持つ人的、物的教育資源を主体的に県民に開放し、多種多様な学習の機会を提供することにより、地域に根ざした生涯学習機関としての役割を果たすため、開かれた学校づくりが求められています。

そこで、学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

また、学校の教育方針や教育活動等を保護者や地域に情報提供するとともに、地域の人々、企業、団体等との連携を進めるための窓口として、各校の教員の中に学校と地域を結ぶコーディネート担当者を置き、研修を行い、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

(2) 学校運営の改善に取り組む

積極的な学校情報等の提供、学校評議員制度や学校評価の導入により、学校の教育方針や活動について、地域住民等外部からの意見を聞くことで、学校への理解や協力を得ながら教育活動を主体的・積極的に展開し、学校運営の改善に取り組みます。

教育活動等の成果と課題を検証し、学校運営の改善を行うとともに、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要となっており、平成19年(2007年)の学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられました。

これにより、すべての学校・園では適切な教育課程を編成・実施したうえで、幼児児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等について学校評価を行うとともに、結果の公表と設置者への報告を行うことになりました。このことをとおして、保護者、地域住民等との連携のもと、学校運営の工夫改善に努めます。

また、県立学校においては、平成20年(2008年)3月に滋賀県立学校の管理運営等に関する規則を改正するとともに、滋賀県立学校学校評価実施要綱を策定し、平成20年度(2008年度)からは、それらに基づき自己評価・学校関係者評価を実施し、公表することとしています。

(3) 学校施設の整備

学校施設の耐震化や不審者の侵入防止など、安全で安心な教育施設の整備を進めます。

学校施設は、児童生徒が多くの時間を過ごす「学習の場・生活の場」であると同時に、非常災害時には多くの学校が地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、特に「耐震対策」に重点的に取り組んでおり、平成20年4月1日現在、県立学校の耐震化率は、60.7%となっています。

県立学校は、平成16年(2004年)3月に策定された「滋賀県地震防災プログラム」において、「防災上特に重要な県有施設」と位置づけられ、平成24年度末に耐震化率を100%にする計画となっていることから、計画期間内での完了を目指して整備を進めます。

また、これまでに引き続き学校施設への不審者の侵入を防ぎ、児童生徒の学校内での安全を確保するための施設改善や、老朽施設の機能改善・バリアフリー化などの教育環境の質的向上を図り、安全で安心な教育施設の整備に努めます。

(4) 安全・安心な学校・地域づくり

子どもたちが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚、地域と連携した見守り体制の構築に努めるほか、子どもたちの危険回避能力の育成を図ります。

近年、全国的に子どもたちが被害者となる犯罪や事件が多く発生していることから、本県では各種指針・マニュアル等^{*1}に基いて、子どもたちの安全確保に努めています。

今後、危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成を通じて、各学校における安全管理のチェック体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催等を通じて危機管理意識の高揚を図り、さらなる安全確保に努めます。

また、スクールガード(学校安全ボランティア)、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、家庭、学校、地域、企業等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

子どもたちが自らの身の安全を守れるよう、生活安全、交通安全および災害安全の3領域の安全教育を充実し、知識の習得をはじめとする危機回避能力の育成を図ります。

*1 「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」に基づき、学校等における安全確保や防犯に留意した施設等の整備を図り、安全なまちづくりを推進するため、「公立の学校における侵入者による犯罪を防止するための指針」、「私立の学校における侵入者による犯罪を防止するための指針」、「通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針」等の各種指針を定めています。

(5) 修学支援の充実

経済的理由によって高等学校等で学ぶことが困難な生徒のため、奨学資金の貸付等の修学支援の充実を図ります。

高等学校等に修学を希望する生徒が、経済的な理由で修学を断念することがないように修学資金を貸与しています。

また、県立高等学校（全日制・定時制）の授業料負担が困難な場合、家計の状況により全額または半額の免除を行います。

これらの修学支援制度を今後も継続し、有為な人材の育成を進めます。

(6) 私立学校への支援の充実

保護者負担の軽減や学校運営の支援などにより、公教育の一翼を担う私学教育を振興します。

滋賀県内には、幼稚園25園、小学校1校、中学校5校、高等学校11校、短期大学4校、大学6校、専修学校21校、各種学校12校の私立学校があり^{*2}、それぞれ独自性・多様性を発揮して特色ある教育活動を展開し、公教育の一翼を担っています。

学校教育において、私立学校は極めて重要な役割を果たしていることから、これまでに引き続き、私立の幼小中高等学校に対する私学助成制度を維持することによって、学校経営の安定、教育条件の維持向上および修学上の保護者の経済的負担の軽減に寄与します。

*2 平成20年(2008年)4月1日時点の数です。

6 教育力を高める

滋賀の教育を支える中心となる教員の資質・能力の向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教員個々人の教育力を向上させ、学校の組織としての力を高めて子どもたちへの教育にあたります。

また、教育上の困難な課題に対して、学校が組織として、また教職員同士や専門家、地域等と連携して対応できるよう、サポートする体制を整え、教職員の負担を減らすとともに、教員を志す人が多く生まれるようやりがいのある職場づくりに努めます。

- (1) 教師の実践力の向上
- (2) 優秀な人材の確保
- (3) 教職員の適正な配置
- (4) 人事評価制度の導入
- (5) 組織・チームの教育力を高める
- (6) 教職員の健康管理

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
26 (事)	全研修講座の受講者の満足度の平均(5点満点)	4.47 (H19)					より高い点数を目指す	総合教育センター
27 (事)	出前発表での参加者数	2,599人 (8月末)					より多くの参加を目指す	総合教育センター
28 (事)	「滋賀の教師塾」卒塾者数	124人	190人	200人	200人	200人	200人	教職員課
29 (事)	全校試行の実施	H18・19・20	実施				継続実施	教職員課
30 (事)	全管理職対象の評価者研修会の実施	H17・18・19・20	実施				継続実施	教職員課
31 (事)	「地域の力を学校へ」推進事業	学校支援ディレクターがコーディネートした学校数 10校	30校	40校			50校	生涯学習課

(1) 教師の実践力の向上

教職員の職務や経験の程度に応じた研修を体系的に実施するほか、感性に訴える教材やプログラムの開発など、効果的な研修の実施に努めます。

初任者研修では、教職として基礎基本を学び見識を高めるとともに、授業力向上研修など、現場ですぐに役立つ実践的な研修となるよう企画運営しています。

教職2年目教員には、授業力の向上と保護者との適切な連携についてのスキル取得を目指して、教職6年目教員には、社会的視野の拡大および対人関係能力の向上を目指して5日間の職場体験による研修を実施、10年経験者研修では、教科指導や生徒指導における指導力の更なる向上と専門性や得意分野の伸長を目指しています。

職務に応じた研修や、管理職研修などを実施するほか、希望者を対象に、教科の指導力の向上や専門知識の習得を目指して希望研修を開講しています。

さらに、新しい教材や指導法などの開発に取り組むとともに、研究成果の普及に努めており、今後は、年度ごとに研修体系や研究内容等を見直し、常に教育の今日的な課題と現場のニーズに応じた実践的な研修・研究となるよう改善を図っていきます。

(2) 優秀な人材の確保

教員を志望する大学生等を対象に「滋賀の教師塾」を開設するなど、優秀な人材の確保に努めます。

「教育は人なり」と言われ、優秀な人材の確保は滋賀の教育力向上の礎となります。

今後、小中学校教員の定年退職者の増加が見込まれ、新規採用等の需要の高まりとともに、資質や能力がより高く、即戦力となって現場で生きる実践的力量を持つ有能な人材の確保が喫緊の課題となっています。

そのため、平成19年度(2007年度)に「滋賀の教師塾」を立ち上げ、湖国滋賀で教師を志す強い意欲と情熱をもった学生に対し、現場での具体的な対応など多様なプログラムを用意し、実践的指導力や使命感等の向上に一定の成果をあげることができました。

このことから、平成20年度(2008年度)には、経験の浅い臨時講師や非常勤講師対象の新コースを開設するとともに、社会人や通信制で学ぶ者にも対象を拡大しました。

今後とも、滋賀の教師塾などで、多くの若者たちに滋賀の教育の魅力を伝える中で、湖国滋賀での教員志願者の増加を図り、優秀な人材の確保に努めます。

(3) 教職員の適正な配置

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、個性や能力に応じた教育をきめ細かに行えるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、学校の組織運営および指導体制の充実を図るため、副校長等の新しい職の配置について、引き続き検討を進めます。

適材適所の人事配置のために、教職員の人事異動の実施にあたっては、公正な人事行政の秩序の確立を期しつつ、「滋賀の教育をいっそう進展させるため、市町村合併など社会情勢の推移および学校教育の課題解決に向けた教育基本法の改正などに伴う教育改革の推進を踏まえ、全県的立場から教職員の適正な配置を行い、組織の充実と刷新に努める」との人事異動の基本方針の趣旨にそって異動の促進を図っています。

また、新しい職については、学校を活性化し、業務の効率化を進めることを目指して、条例・規則を整備し、すべての職を設置できるよう制度を整えました。その中で、まず、特色ある学校づくりの推進などにつながることを期待し、小学校6校、中学校6校、県立特別支援学校3校に各1名、計15名の主幹教諭を本年4月より配置しています。今後は、主幹教諭設置の成果の検証を進め、国の予算措置の動向を注視しながら、県の財政状況も踏まえ、この制度を有効活用していけるよう検討を進めます。

(4) 人事評価制度の導入

教職員一人ひとりの努力や実績を適正に評価し、教職員の資質能力や意欲の向上に結びつける新しい人事評価制度の早期導入に努めます。

教職員の新しい人事評価制度については、平成17年度(2005年度)の小・中・県立学校11校での試行を経て、平成18年度(2006年度)から全校で試行をしているところです。教職員の資質能力や意欲を向上させ、人材育成を進め、学校組織を活性化するという制度の目的を体現するためには、教職員の努力や実績を適正に評価し、人事や処遇等に活用できるシステムであることが必要です。制度の構成は、目標によるマネジメントと業績評価の2本立てとしており、より公平公正なシステムとなるよう、平成18年度(2006年度)、新たに設置した「学校の組織運営に関する調査研究委員会」による検証を踏まえながら、試行を継続しているところです。新しい人事評価制度を地方公務員法上の勤務評定に位置付けることを本格実施としており、今後、定期的な評価者研修会を充実、継続し、苦情処理制度など必要な制度の整備を推進するとともに、国や他府県の動向に配慮し、また、調査研究委員会の議論に注視しつつ、本格実施に向けて検討を進めます。

(5) 組織・チームの教育力を高める

教育上の困難な課題に対し、複数の教職員や専門家等とが連携して取り組むほか、地域が学校や教員を支える仕組みづくりを進めます。

学校が抱える問題は複雑多岐にわたるとともに深刻化・広域化しており、学校だけでは抱えきれない課題も多く発生しています。

これらの課題に対応するためには、教職員個々人の資質・能力の向上を図るだけでなく、各学校において生徒指導体制や教育相談体制の充実を図り、学校としての組織力を向上させ、チームで問題解決にあたることとします。

さらに、保護者や地域との連携、警察や児童相談所等の外部関係機関との有効な連携により継続的な支援体制づくりに努めます。

そして、地域の人々や企業、団体等による学習支援の情報収集や学校への情報提供により、地域の人材が学校で活躍する仕組みづくりに取り組みます。今後とも学習支援、環境整備、子どもの登下校中の安全確保など地域の人々が学校を支援する体制の推進に努めます。

(6) 教職員の健康管理

教職員が心身の健康とゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、健康管理に努めるとともに、特にメンタルヘルス対策の総合的体系的な取組を進めます。

教職員を取り巻く職場環境は、業務の多忙化やストレスの増加など様々な課題が発生しており、こうした環境の中での的確に職務を遂行するためには、教職員一人ひとりが心身ともに健康でその能力を十分に発揮できる職場環境づくりが何よりも大切です。

こうしたことから、教職員の健康管理については、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげるとともに職務上の適切な配慮を行うため、健康診断の的確な実施に加え、その後の事後措置、保健指導を適切に実施していきます。

また、長時間労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患やうつ病など、心身に大きな健康障害をもたらすことから、長時間の時間外労働を行った教職員の健康状況を把握するための医師による面接指導を着実に実施していきます。

特に、メンタルヘルス対策については、教育・啓発、相談機能の充実や速やかで確実な職場復帰への支援など、一次予防（予防）、二次予防（早期発見・早期対応）、三次予防（職場復帰・再発予防）の各種の支援を総合的・体系的に行っていきます。

2. 社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めます。

なお、事業の実施にあたっては、常に障害のある子どもたちの参加を念頭において取り組むこととします。

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

(4) 子ども読書活動の推進

(5) 子どもの体験活動の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
32	企業内家庭教育促進事業	家庭教育協力企業協定締結企業数 651社		1,000社			1,200社	生涯学習課
33	通学合宿開催数	35箇所		50箇所			50箇所	生涯学習課

2. 社会全体で子どもの育ちを支える

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進、多様で良質な保育サービスの提供や子育てに伴う経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

近年の核家族化や都市化の進行により親族や地域のかかわりが希薄化し、子育てに対する支援が受けにくくなるなど育児の孤立化が進んでいます。こうしたなかで、家庭における育児の不安感や負担感が大きくなっており、子育てを地域のさまざまなかかわりのなかで支えていく必要があります。

このため、すべての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の拠点施設の設置を進めるとともに、保育所における待機児童の解消や多様な働き方に対応した保育サービスの充実に努めるなど、地域における新たな子育てネットワークを構築し、きめ細かな子育て支援サービスの推進を図ります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から守る取組など、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

現在の子どもの置かれている状況を見ると、児童虐待の急増をはじめ、いじめや不登校などが深刻な問題となっています。

こうしたことから、児童虐待を防止するための総合的な対策や子どもに関するさまざまな相談・支援体制の充実に努めるなど、子どもの人権を保障していく取り組みを推進します。

また、青少年の非行防止と健全育成を図るため、不良行為少年・保護者への継続指導や被害少年の保護の充実に努め、関係機関との連携を図りながらサポートを行います。

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることなどを踏まえ、青少年の健全育成に関する条例に基づき立ち入り調査を行うなど、有害環境の浄化対策を推進します。

2. 社会全体で子どもの育ちを支える

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

地域の人々、各種団体、公民館、企業などが連携した取組や県民意識の醸成など、家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくりを進めます。

また、企業や事業所等で、家庭教育について学ぶ機会や子どもの職場体験の場の提供、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに向けた取組等が展開されるよう取り組みます。

教育の原点である家庭教育や子育て支援として、企業や事業所等に働きかけて職場における家庭教育に関する学習機会の確保や子どもの育ちに関わりやすい環境づくりに取り組み、その理解が広がりつつあります。

そこで、学校や地域で、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成の支援を進めます。

また、仕事と子育ての両立を実現するための職場環境づくりが進むように働きかけていくとともに、地域の人や企業、団体、NPOなどが学校や子育て中の家庭に関わり、支援するしくみづくりの推進に努めていきます。

(4) 子ども読書活動の推進

読書活動は、子どもが感性や想像力等を豊かにし、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、学校や家庭、地域において子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう取組を進めます。

本県においては、平成17年度(2005年度)に「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

今後も、上記計画に基づき、子どもの自主的な読書活動に資するため、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、必要な体制の整備・充実に努めます。

また、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

(5) 子どもの体験活動の推進

学校や地域において、体験を通じてたくましく生きる力を育めるよう、人、社会、自然、文化などの幅広い体験活動ができる仕組みづくりや体験活動の充実に向けた環境整備を進めます。

地域の様々な人々により構成される地域教育協議会の設置や子どもの体験活動に関わる人材の育成を行うとともに、安全に体験活動を行うための研修会を開催するなど、子どもの体験活動の機会と場の充実に取り組んできました。

今後も地域の実情に即して、放課後や週末などに地域住民が協力・支援する多様な体験活動が一層活発に行われるよう、研修会の開催や情報提供などに努めます。

なお、事業の実施にあたっては、常に障害のある子どもたちの参加を念頭において取り組まれるよう、啓発に努めます。

3. 生涯学習社会づくり

県民一人ひとりが、生涯をとおして主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かで生き生きと自立した人生を築くとともに、国際的な視野を持って、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

- (1) 学習環境の整備と活動支援
- (2) 社会の課題についての県民意識の醸成
- (3) 地域共生の仕組みづくり
- (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
- (5) 高等教育機関の充実と活用
- (6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
34 (事)	学習情報提供システム「におねっと」による情報提供	アクセス件数 184万件		200万件			220万件	生涯学習課
35 (事)	県民1人が年間に借りている図書冊数	8.9冊		10冊			11冊	生涯学習課
36 (事)	退職シニアの地域デビュー支援事業	3市で実施		7市で実施				元気長寿福祉課
37 (事)	総合型地域スポーツクラブの活動の充実	10市4町に41クラブ設立 (H20.3)		県内各市町に少なくとも1つ以上総合型クラブを設立する	→	→	総合型地域スポーツクラブの健全な自立を目指します。	スポーツ健康課
38 (事)	成人の週1回以上のスポーツ実施率50%以上	実施率 42.1% (H19)		成人の週1回以上のスポーツ実施率50%以上	→	→	引き続き50%以上を目指します。	スポーツ健康課

3.生涯学習社会づくり

(1) 学習環境の整備と活動支援

学習情報の提供や学習相談、視聴覚教材の貸出、県内の図書館ネットワークの充実等により、県民の生涯学習支援に努めるとともに、図書館、公民館等の社会教育施設が、活用しやすい学びの拠点となり、人びとの積極的な活動が図られるよう支援します。

「学ぶ楽しさ 生かし役立つ喜び」あふれる生涯学習社会づくりをめざして、県内の公民館、図書館等の社会教育施設において、多様な学習機会が企画・提供されるなど、生涯学習の取組が推進されています。

こうしたことから、生涯学習を行う県民は65.6%と、全国平均47.7%よりも多く、年々増加する傾向にあります^{*1}。

今後も、民間団体・NPO、学校・大学等、企業・事業者、社会教育施設等および行政による生涯学習の取組に関する県内の情報の一元的な提供に努めるとともに、県民の生涯学習に関する多様なニーズに対応できる情報システムの構築と運用の推進、県民の多様な学習意欲に対応し、学習の進め方や方法、資料等について相談できるよう、相談窓口の充実に努めます。

(2) 社会の課題についての県民意識の醸成

各種学習機会の充実などにより、消費者教育や防災・防犯、交通安全などよりよく生活するために必要な知識や情報を県民に提供するとともに、環境、人権、男女共同参画、多文化共生、平和など社会の課題についての県民の学びを支援します。

本県では、生涯学習をする目的として、「楽しみや生きがいなど、自分のためにする」という回答が半数近くありますが^{*2}、これからの生涯学習は、個人としての趣味・教養の学習にとどまらず、地域住民として様々な今日的課題や地域課題について学習し、その成果を地域活動へと生かしていくことが求められています。

そこで、地域において、まちづくりや文化の継承・創造、安全や自然環境の保全など、様々な地域の課題に対応していくための主体的な学習活動の機会や場を充実するとともに地域の資源（人材・伝統文化・環境等）などを活用した特色ある取組を支援し、他の地域への事例紹介などの情報提供に努めます。

*1 滋賀県「生涯学習県民意識調査」(平成17年(2005年)2月) / 内閣府「生涯学習に関する世論調査」平成17年(2005年)5月)

*2 滋賀県「生涯学習県民意識調査」(平成17年(2005年)2月)

3.生涯学習社会づくり

(3) 地域共生の仕組みづくり

県民一人ひとりが、国際社会の一員として、相互に理解し受容する共生社会の仕組みをつくるため、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行います。

年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、県民一人ひとりが、国際社会の一員として、地域の中で自己を確立し、発信し、主体的に行動できるよう、相互に理解し受容する共生社会の仕組みをつくるため、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行います。

また、企業・事業所等に対して、障害者への理解をすすめ、雇用の促進や就業上の配慮を行うよう働きかけます。

(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興

県民の豊かなスポーツライフの実現に向け、健康で明るく活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指します。

滋賀県生涯スポーツ振興計画「滋賀のスポーツデザイン2010」に基づき、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツを楽しめるよう、生涯スポーツの普及や健康づくりと交流推進に取り組むとともに、滋賀県の代表選手が世界や全国で活躍し、多くの県民に誇りと夢を与え、スポーツ活動参加への意欲を促すことができるよう、競技力の向上を図るなど、健康で明るく活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指します。

さらに、多様化・高度化する県民のスポーツニーズに応えるためには、定期的・継続的に活動できる「地域に根ざしたスポーツクラブ」である「総合型地域スポーツクラブ」の活動充実が重要であることから、今後、「滋賀のスポーツデザイン2010」に基づき、平成22年度(2010年度)までに各市町に少なくとも1つ以上の総合型地域スポーツクラブが設置されるよう働きかけるとともに、以降は各クラブが運営において自立し、活動が地域コミュニティの基盤づくりへとつなげられるよう推進します。

3. 生涯学習社会づくり

(5) 高等教育機関の充実と活用

県立大学をはじめとする県内の高等教育機関の持つ知的資源などを活かし、県民に対する生涯学習機会の提供や産業における課題解決、地域づくり支援などを推進します。

大学等の高等教育機関の有する高い知的資源と学術研究を活かし、県民に対する生涯学習機会の提供や産業における課題解決、地域づくり支援などに反映できるようにするなど、その研究成果の普及と活用を図ります。

高校生が大学の学習内容を理解することで、進路選択に役立てたり、高校での学習意欲の向上につなげられるよう、高大連携の取組を促進します。

また、教職課程を有する大学等と教員養成、採用、研修等一貫した取組の中での連携を図ります。

(6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

国宝・重要文化財の保有件数が全国4位であり、多くの文化財が地域に点在するといった滋賀の特性を活かした個性ある博物館運営を行うことにより、学習や憩いの場とするとともに、本県の歴史文化資産に親しむ機会を充実し、教育分野での積極的な活用を図ります。

従来文化財保護行政は、文化財を指定し、保護するということを基本にしていましたが、文化財は地域の文化を今に伝え、未来に向けて継承していくべき財産であり、人びとが地域の文化財に親しむとともに、その価値を理解していくことが必要だと考え、近年は、文化財の活用を柱として、建造物修理や埋蔵文化財発掘等の現場説明会を実施するなど、さまざまな事業を展開してきました。

文化財連続講座や博物館講座や講演会等を開催して、滋賀県の歴史をより深く理解する機会の提供にも努めています。

文化財の活用は歴史への興味と文化財への理解を促す機会として、今後も地域住民に対して、歴史をしっかりと学習し、協働して文化財を守ることにより新しい地域づくりの礎になるよう、文化財の公開や啓発活動等の取組を進めます。

第4章 計画推進のため必要な事項

1．学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力

2．教育行政組織の効率化・事務の簡素化

3．点検評価、進行管理、計画の見直し